

# 『自由研削といしの取換え等の業務』 特別教育

自由研削砥石の取換え等の業務に労働者を就かせる事業者は、労働安全衛生法第59条3項の規定により、その労働者に対して特別教育を行わなければならないことになっています。

自由研削とは「携帯用グラインダー・卓上グラインダー・切断機のように、加工物を手で材料等の加工、切断をなす作業」を「自由研削」といいます。

尚、機械研削用研削盤、機械研削といしの取替え等の業務は別途、【機械研削用の特別教育】が必要です。

## 1. 実施日

回	日 程		時 間
第1回	2026年	4月21日(火)	9:00~受付 9:10~16:20 (学科4hr+実技2hr)
第2回		7月3日(金)	
第3回		11月17日(火)	
場 所	若松市民会館(JR若松駅前)		

## 2. 講習内容(合計:6.0時間)

科 目	時 間
自由研削用研削盤、自由研削用といしの取付け具等に関する知識	2.0時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1.0時間
関係法令	1.0時間
実技教育(といしの取付け方法及び試運転)	2.0時間

## 3. 定 員:40名

## 4. 受講料・テキスト代(消費税10%込み)

(単位:円)

区 分	受講料		合計 (税込)	テキスト代		合計 (税込)	
	受講料	消費税		テキスト代	消費税		
会 員	8,000	800	8,800	1,200	120	1,320	10,120
一 般	10,000	1,000	11,000				12,320

※1 若松労働基準協会会員に限らず、福岡県下の労働基準協会会員は会員料金を適用します。

※2 年度中にテキスト改訂予定あり、改訂後はテキスト代1,430円 合計が110円UPになります。  
テキスト改訂までに実施の講習会は、旧料金にて実施します。

## 5. 申込み方法:

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。  
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。  
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

## 6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会

〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階

TEL:093-751-6563、 **FAX:093-863-6567**

受講料振込先:北九州銀行若松支店 普通預金:6072367 若松労働基準協会  
(振込手数料は貴社でご負担願います)

FAX: 093-863-6567

【自由研削砥石の取換え等の業務特別教育】  
受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな		生年月日		現住所	
受講者氏名		(昭和・平成)		〒	携帯:
		(昭和・平成)		〒	携帯:
		(昭和・平成)		〒	携帯:
		(昭和・平成)		〒	携帯:
所属 事業所	所在地	〒			
		都	道		
		府	県		
	事業所名 (印不要)	業種: <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他			
		TEL		FAX	
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)	
				(FAX)	
【受講希望日】	月	日	受講料振込予定日	令和	年
			受講料(合計)		月
				日	日
					円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名: 若松・その他( )協会]					
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない					

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。  
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 令和 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿